

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)

憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉を始めとする社会保障施策を充実させることができるように努めてまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答)

2009年度以降3年間の介護保険事業費の見込みから保険料基準額を算定していきます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

低所得の高齢者対策として、世帯収入が年収80万円以下で預貯金等の資産もなく生活が困窮している人について、介護保険料の減額を実施しています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答)

低所得者に対する介護サービス利用料の助成は、介護保険料の減免制度の要件と同対象者に助成しています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答)

訪問介護の生活援助や院内介助については、ケアマネジャーに、個々の利用者の状況に応じてケアプランに基づき提供されるものであることを周知しています。また福祉用具については、必要と判断された方は利用できることとなっています。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答)

利用者のニーズを把握しながら高齢者福祉・介護保険事業計画を策定し、計画的に進めています。現在のところ、特別養護老人ホームの整備を検討しています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

介護報酬の改正等、国で検討されています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

現在、介護保険事業で配食サービス事業として必要な方については、毎日配食しております。また、必要に応じて、軟飯、おかゆ、刻み食、治療食についても利用いただいております。なお、会食方式は、1人暮らし高齢者を対象に社会福祉協議会でふれあいサロンで会食、レクリエーション等の事業を実施しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

現在、無料の巡回バス「くるくるバス」の運行をおこなっております。また、バスの利用が困難な方に対し、外出支援サービスを行い、医療機関や公共施設への送迎事業を実施しております。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

市内 2箇所のまちかどサロンを設け、高齢者が気楽に立ち寄れる場の提供等、介護予防のための事業を実施しています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

介護度のみでなく、障害高齢者又は認知症の自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

広報、パンフレット及びケアマネジャーを通じて周知に努めています。なお、対象となると思われる人には介護認定通知書に案内チラシを同封して通知しています。また、認定書の交付については、従前から申請により交付しています。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答)

ひとり暮らし非課税者は引き続き給付対象としています。70歳からの高齢者への拡大は考えていません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行することになっています。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

県の福祉医療制度に合わせた適用とします。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答)

適用は考えていません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

平成19年4月1日より通院は小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで医療費無料化(現物給付)を実施しています。

なお、通院については、平成20年10月1日より中学校卒業まで無料化を拡大します。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答)

妊婦健診は、19年度は7回、20年度は14回実施しています。産後の健診についての公費負担は、考えていません。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

平成20年度は、保険税の引き上げを行わず、一般会計からの繰り入れ額を増額しました。減免制度の拡大につきましては、考えておりません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

均等割は、収入に応じて賦課するものではなく、医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に課するものですので、中学生以下であっても相応の負担をいただきます。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答)

考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

減免要件の拡大は考えていません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

(回答)

福祉医療の対象者、病弱者は除外します。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

納税相談を行い納付を促していますが、再三の催告にもかかわらず、連絡、納付がない加入者には場合によっては、滞納処分を行う必要があると考えています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答)

国の法令に基づき実施しますが、滞納がなく、口座振替により確実に収納が見込める方は、年金からの天引きを行いません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答)

考えていません。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答)

ご意見として伺います。

(国の基準であり、現在、撤廃する予定はありません。)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答)

現在、所得に応じて、利用者の負担上限月額が決まっており、利用者の負担軽減と成っている。さらに、この7月に改正があり、通所・訪問系サービスなどは、一段と負担上限月額が下がっている。障害福祉サービスと地域生活支援事業(日常生活用具を除く)で、負担上限額を合算して処理しており、利用者に有利となっている。

また、補装具と日常生活用具給付についても、負担上限額を合算処理しております。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聞くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答)

地域自立支援協議会を計画の策定委員会と位置付けており、協議会のメンバーには、障害者団体や施設関係者が多くなってみて、その意見を反映し、計画を策定していきます。また、パブリックコメントも予定しております。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答)

65歳以上の方は無料です。また、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方は費用が免除されます。

個別医療機関委託方式の費用と対象年齢

種別	費用(自己負担金額)		対象年齢
	65歳以上	65歳未満	
特定健診	無料	無料	40歳から74歳
肝炎ウイルス検診	無料	無料	40歳以上
胃がん検診	無料	2,000円	40歳以上
肺がん検診 (喀痰検査)	無料	300円 (400円)	40歳以上
大腸がん検診	無料	500円	40歳以上
前立腺がん検診	無料	1,000円	50歳以上
子宮頸部がん検診	無料	1,000円	
子宮体部がん検診	無料	1,700円	
乳がん検診	無料	1,400円	
結核健診	無料	無料	40歳以上

特定健診およびがん健診の実施期間は、8月から翌年1月です。ただし、子宮がんについては4月から3月としています。乳がん検診は、個別方式と集団方式で実施しておりますが、集団方式では地区巡回で実施しています。

実施方式は、個別医療機関委託方式です。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答)

歯周病健診事業として毎年無料で実施しています。実施方法は個別医療機関委託方式で、対象年齢は30・40・45・50・55・60・65・70・75歳と実施しています。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答)

地方税法の法令等に従い、特別徴収を実施します。

個人住民税については、地方税法の一部改正により、公的年金からの特別徴収制度が平成21年度から施行されることとなり、来年10月以降に支払われる公的年金から特別徴収を行うもので、制度導入に向けて準備を進めています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

意見としてお聞きします。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

(回答)

意見としてお聞きします。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答)

意見としてお聞きします。

以上